

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税:4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税:3)
	政策評価の対象税目	
	上記以外の税目	
3	要望区分等の別	[新設・拡充・延長] [単独・主管・共管]
4	内容	(現行制度の概要) 国家戦略特別区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置 ・対象事業:国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野:医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 指定期限:令和4年3月31日 設立時期:特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満 事業要件:専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと 区域要件:特区内に本店又は主たる事務所を有すること
		(要望の内容) 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条及び第68条の63の2において、法人の指定期限が令和4年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。
		(関係条項) ・国家戦略特別区域法第27条の3 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、第68条の63の2 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条、第39条の90の2 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18、第22条の61 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和3年8月

	象期間	分析対象期間:平成 28 年度～令和 5 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 28 年度:創設 平成 30 年度:適用期限の延長 令和 2 年度:見直しの上、延長 (特定事業の範囲(高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、 国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供、 外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)
8	適用又は延長期間	2年間(令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
9	必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>〈租税特別措置等により実現しようとする政策目的〉 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>〈政策目的の根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号) 第一条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

		政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進														
		達成目標及びその実現による寄与	<p>(租税特別措置等により達成しようとする目標)</p> <p>特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。</p> <p>その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築するものである。</p> <p>所得控除の特例においては、国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することを目標とする。</p>														
			<p>(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)</p> <p>各国家戦略特区において、各区域方針に定める目標を達成するため、政策課題を着実に推進し、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展に寄与する。</p> <p>具体的事例として、特区内で、規制緩和により革新性の高い事業を行う法人が創業する際、<u>規制緩和のほかに法人税の軽減があることが創業のインセンティブとなっている。</u>また、創業した法人は、革新的な事業を行うため、創業当初から高い収益性を有することに当該税制が寄与している。平成29年度に指定を受けた1法人が令和2年度まで活用し、人的資源への投資を喚起している。期待される効果は以下のとおり。</p> <p>特区目標の実現に向け、廃業リスクの高い先進的・革新的事業に取り組むベンチャー企業の起業を促進</p> <p>ベンチャー企業が高度な研究開発等へ取り組むインセンティブとなり、ベンチャーキャピタル等からの投資を呼び込む</p>														
10	有効性等	適用数	<p>延長分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和1年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用法人数(社)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)算定根拠については、別紙1参照</p> <p>租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位にお</p>	年度 区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用法人数(社)	1	1	1	2	2	1
年度 区分	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
適用法人数(社)	1	1	1	2	2	1											

ける適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。

各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。

(適用法人数) 当該年度に税制支援を活用した法人の数

(適用額) 認定を受けた事業に係る法人所得

適用額

年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
適用 法人 数 (社)	1	1	1	2	2	1
適用 額(万 円)	615	0	0	22,491	100,261	372,952

(注) 算定根拠については、別紙1参照

租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査では、特区単位における適用実績が正確に把握できないため、代替の推計方法としてより詳細を把握するため、租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査結果は活用せず、特区への調査を実施したもの。

各特区へ適用見込法人数及び、各法人の所得額を照会し、各年度で合算。

(適用法人数) 当該年度に税制支援を活用した法人の数

(適用額) 認定を受けた事業に係る法人所得

減収額

延長分

年度 区分	平成 30年 度	令和1 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
法人 税(万 円)	31.48	0	0	1,151.07	5,131.28	19,087.38
法人 住民 税(万 円)	2.20	0	0	80.57	359.19	1,336.12
法人 事業 税(万 円)	4.43	0	0	161.93	721.88	2,685.25

(注) 算定根拠については、別紙1参照

	効果	<p>(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況)</p> <p>所期の目標の達成状況</p> <p>本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。それが自由にビジネスを行える環境整備、民間主導の事業促進に繋がることで、各特区の区域方針に定める目標に寄与し、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、経済社会の活力の向上及び持続発展を図る。</p> <p>上記目的を達成するためには、規制の特例を活用して高い革新性を備えた技術やビジネスの創出は必要不可欠である。本措置により、ベンチャー企業等の成長を促し、イノベーションや独創的なビジネスモデルの生み出す原動力となることで産業の国際競争力の強化に寄与するものである。例えばIoT分野について、自動走行など先進性が高い分野をモデルとしており、革新的な事業を行う法人に税制支援を行っている。また、毎年度終了後に事業実施報告書を提出させることによって、事業の進捗度等を検証することとしている。</p> <p>・会社設立初期においては、事業を運営していく上で、例えば、人材確保など事業拡大のための様々な資金が必要になることが多く、これらなどに対する投資余力の確保を図る必要がある。</p> <p>本税制は、平成29年度にサウレテクノロジー株式会社(福岡市)で適用され、平成29年度に517万円、平成30年度に1,759万円の法人税所得を減収しており、規制の特例を活用してベンチャー企業の創出を図り、IoT分野における革新性の高い新規事業に対し、本税制措置を通じて収益基盤の確保を支援している。</p> <p>イノベーションの源泉となる起業や新規事業の円滑な創出等を促進することで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促進することで、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図ることが可能となり、国民経済の発展及び国民生活の向上に資するという観点から引き続き延長を要望する。</p> <p>(達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果)</p> <p>適用数が僅少であることについて</p> <p>本特例措置の適用件数は1件と僅少であるが、その原因は、特区及び事業者への制度の周知が不足しているためである。しかし、達成目標である国家戦略特区で推進する事業への投資が促進され、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資することは、大胆な規制改革等の突破口である国家戦略特区において確実に進展しており、さらなる国家戦略遠くの目的に資する民間主導の新たな事業を協力を推進すべく、事業環境の整備を図る必要があることから、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>なお、実績が少ないことへの対応として、特区及び事業者への制度の周知をより一層図るため、特区連絡会議で税制支援制度の周知、戦略的広報事業の活用、海外事業者等向けの英語版HPの新設等を実施することを検討している。</p>
--	----	--

		<p>税収減を是認する理由等</p>	<p>本要望の実現によって、令和4年度に2法人において、6,212万円の減収見込額、令和5年度に23,108万円の減収額を想定しているが、特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効であり、国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進されることで減収額を上回る効果がある。</p>
11	相当性	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
		<p>他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		<p>地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>

12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R2内閣03)

適用数等及び減収額の算定根拠(拡充分)

平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
適用額	615万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
控除額	123万円	× 20%	× 税率
減収額	38.11万円	+ +	+ +
法人税	31.48万円	(× 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	× 税率
法人住民税	2.20万円	× 7.0%	× 税率
法人事業税	4.43万円	+	+
所得割	1.23万円	× 1%	× 税率
地方法人特別税	3.20万円	× 1% × 260%	× 税率

令和元年度

適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
適用額	0万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
控除額	0万円	× 20%	× 税率
減収額	0万円	+ +	+ +
法人税	0万円	(× 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	× 税率
法人住民税	0万円	× 7.0%	× 税率
法人事業税	0万円	+	+
所得割	0万円	× 1%	× 税率
地方法人特別税	0万円	× 1% × 260%	× 税率

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
適用額	0万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府))
控除額	0万円	× 20%	× 税率
減収額	0万円	+ +	+ +
法人税	0万円	(× 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	× 税率
法人住民税	0万円	× 7.0%	× 税率
法人事業税	0万円	+	+
所得割	0万円	× 1%	× 税率
地方法人特別税	0万円	× 1% × 260%	× 税率

令和3年度

適用法人数	2件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
適用額	22,491万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
控除額	4,498.2万円	× 20%	× 税率
減収額	1,393.57万円	+ +	+ +
法人税	1,151.07万円	(× 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	× 税率
法人住民税	80.57万円	× 7.0%	× 税率
法人事業税	161.93万円	+	+
所得割	44.98万円	× 1%	× 税率
地方法人特別税	116.95万円	× 1% × 260%	× 税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数	2件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
適用額	100,261万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
控除額	20,052.2万円	× 20%	× 税率
減収額	6,212.35万円	+ +	+ +
法人税	5,131.28万円	(× 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	× 税率
法人住民税	359.19万円	× 7.0%	× 税率
法人事業税	721.88万円	+	+
所得割	200.52万円	× 1%	× 税率
地方法人特別税	521.36万円	× 1% × 260%	× 税率

令和5年度

適用法人数	1件	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
適用額	372,952万円	「租税特別措置の活用見込等調査」(内閣府)	
控除額	74,590.4万円	× 20%	× 税率
減収額	23,108.75万円	+ +	+ +
法人税	19,087.38万円	(× 23.2%) × (1 + 地方法人税率 10.3%)	× 税率
法人住民税	1,336.12万円	× 7.0%	× 税率
法人事業税	2,685.25万円	+	+
所得割	745.9万円	× 1%	× 税率
地方法人特別税	1,939.35万円	× 1% × 260%	× 税率